

第4章 共通計画の基本理念・体系と目標・取組みの方向性

1 共通計画の基本理念と目指す姿

5市では、地域共生社会の実現を目指した、権利擁護支援や成年後見制度利用促進の基本理念を次のように設定します。

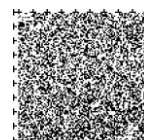
基本理念

誰もが住み慣れた地域で、お互いに思いやり、支え合いながら、尊厳を持ってその人らしく生活を継続することのできる地域づくりを目指します。そのための取組みの一つとして、利用者がメリットを実感できるよう、権利擁護支援や成年後見制度を適切に利用できる体制を整備していきます。

◆基本理念が目指す姿 ～基本理念が実現された時の姿～◆

○地域でその人らしい生活を送る上で大切なことを自ら主張し、選択し、決めていくことが困難な認知症、知的障害、精神障害、発達障害等の障害がある人（本人）が、生活の上での困りごとなどについて、どこに行けば相談できるのかを知っていて、気軽に相談することができます。また自ら支援を求める声を上げられない人も、周囲の人の気づきや支えによって相談窓口につながっています。 ⇒**基本目標 1**へ

○本人の意思が最大限尊重される中で、継続的な切れ目のない相談支援を受けることができます。その結果、心身の状態や生活の変化に応じて、地域住民や関係機関等を通じた見守りや、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の制度から本人に適した方法が選択され、地域で自分らしい生活を継続することができます。支援の内容は、本人の意思や心身の状況の変化に応じて、対応していきます。 ⇒**基本目標 2**へ



○成年後見制度の利用を必要とする本人や家族等が、申立てについて地域の中で相談が受けられ、本人に相応しい候補者が選ばれるなど、本人がメリットを実感できる制度の利用が可能になります。

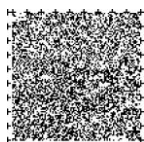
⇒基本目標3へ

○成年後見制度を利用している本人が、地域で「チーム」による適切な支援を受けながら、制度利用のメリットを実感して、その人らしい生活が継続できます。また、後見人等も、「チーム」による支援を受けられることで安心して後見活動を行うことができ、より本人の希望に合った生活の継続が可能となります。

⇒基本目標4へ

○権利擁護支援を必要とする本人が、経済的なあるいは生活環境等の事情に関わらず、地域で適切に権利擁護に関する支援を受け、その人らしく生活を継続していくことができます。そのために、市域の行政と市民・支援者間のネットワーク、広域での5市行政・センターをはじめとする関係機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークが形成されています。

⇒基本目標5へ



2 共通計画の体系と目標（「基本目標」と「施策」）

本計画では、基本理念のもとに、目指すべき5の「基本目標」を設定し、各基本目標のもとに、目標実現に向けた「施策」（計16）を設定します。この「基本目標」と「施策」は、5市が共通して取り組む目標と位置付けます。

共通計画の体系 基本目標と施策

基本目標1 目的・対象に応じた広報の充実【重点】

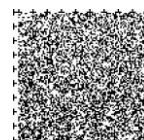
- 施策 1-1 権利擁護の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等の充実
- 施策 1-2 5市域内における、誰もが気軽に相談できる窓口の設置及び周知

基本目標2 本人意思を尊重した切れ目のない相談の充実【重点】

- 施策 2-1 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みの整備
- 施策 2-2 意思決定支援の在り方の検討
- 施策 2-3 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みの整備
- 施策 2-4 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への円滑な移行支援

基本目標3 利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進

- 施策 3-1 本人や親族等による申立て支援に関わる相談支援の強化
- 施策 3-2 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みの整備
- 施策 3-3 市民後見人の育成、活動支援の実施
- 施策 3-4 法人後見実施機関の立上げ、活動支援の実施
- 施策 3-5 任意後見制度の利用等の相談、支援等の検討



基本目標4 後見人等への支援の充実

- 施策 4-1 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくり及び活動の支援
- 施策 4-2 親族後見人への支援の拡充

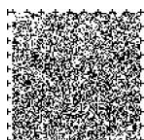
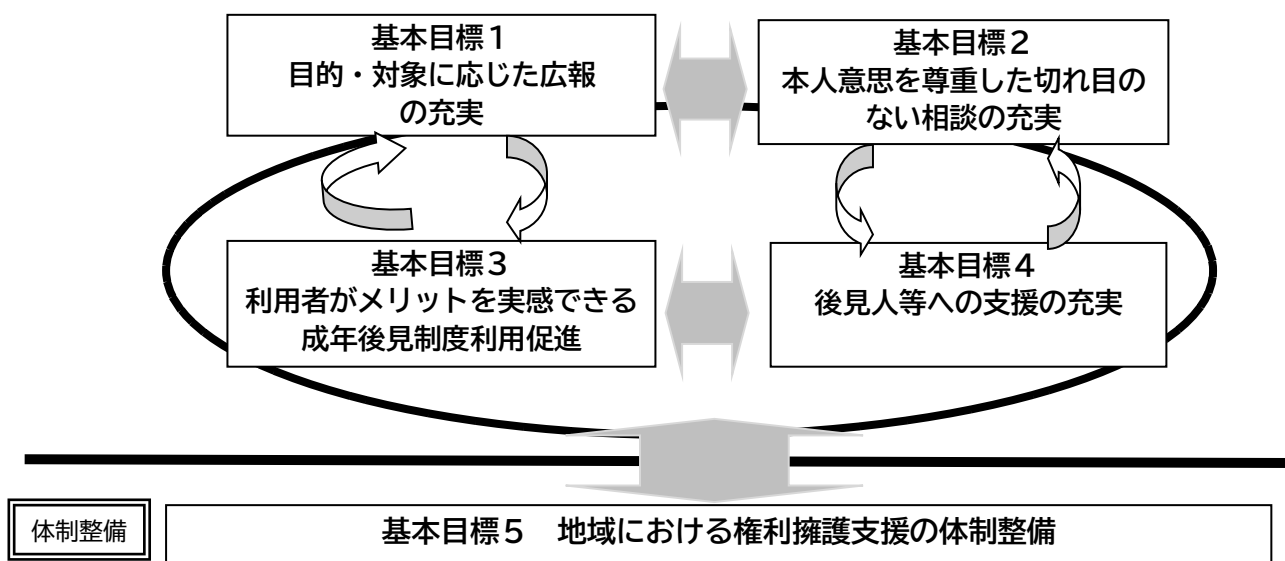
基本目標5 地域における権利擁護支援の体制整備【重点】

- 施策 5-1 中核機関の整備と機能分担の明確化
- 施策 5-2 成年後見制度利用支援事業の効果的な運用
- 施策 5-3 各市域と広域における重層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

第一期の共通計画では、基本目標1・2・5を重点目標と位置付けます

これら、5つの基本目標の関係性は、おおむね次のように図示することができます。

5市における権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備



3 基本目標と施策、取組みの方向性

以下、基本目標と施策、施策ごとの取組みの方向性について記載します。それぞれの位置付けや見方のポイントは、次のとおりです。

◆基本目標と施策

・基本目標は、国基本計画で示された権利擁護支援の地域連携ネットワークや体制整備の各機能に即して、5市が目指す共通の目標として位置付けられるものです。施策は、基本目標を実現していくための施策の目標です。

◆取組みの方向性、主たる推進主体

・取組みの方向性は、施策を実現していくために想定される取組み例となります。
・ここでは、各取組み例の主たる推進主体として、「各市」「5市協働」「センター」を想定しています。

（「主たる推進主体」の考え方）

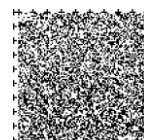
各市 5市それぞれが、各市の責任において、実情に応じて、段階的計画的に取り組めます。実施内容は、各市により様々です。実施時期については、各市の市町村計画で示します。

5市協働 5市で協働して取組みを推進します。また、5市は、センターの設置・運営主体でもあることから、必要に応じて、センターの業務として取組みを推進します。

センター 5市協働で取り組む事柄についてセンターの業務として、あるいは5市の協働のパートナーとして、センターが実施するものです。

※なお、表には記載しませんが、「各市」の取組みに対しては、5市それぞれの求めに応じて、センターが可能な限り支援します。

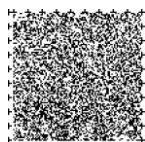
※「各市」と「5市協働」に○を付した場合は、市域における「施策、体制整備」、広域における「施策、体制整備」どちらも進める必要があると考えるものです。



基本目標1 目的・対象に応じた広報の充実【重点】

施策1-1 権利擁護の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等の充実

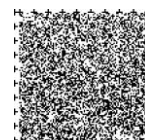
現状
<p>○5市では、市や社会福祉協議会の広報紙等で、権利擁護支援や成年後見制度、相談窓口に関する周知を図っています。</p> <p>○5市では、支援を必要とする人（本人、家族等）に対する説明や、地域の中でそのような人に近く、発見する立場にある関係者・機関・団体等（民生・児童委員、医療機関、金融機関等）に対する広報活動等は、体系的には十分に行っていませんでした。</p> <p>○センターでは、毎年度センター主催により「行政及び地域包括支援センターや社会福祉協議会等の相談支援機関向けの基礎研修（兼市民後見人養成基礎研修）」を開催し、申立等に関わる職員が成年後見制度に関する相談を受けるために必要な知識や情報を学ぶ機会を提供しています。</p>
課題
<p>○5市とセンターは、協働して権利擁護支援を必要とする人々（本人、家族等）や関係者、市民それぞれに向けて、制度を利用する際の留意点の説明も含め、広報活動等をより実効的に進めていくためのよりきめ細かな取組みを行っていく必要があります。</p> <p>○5市では、利用者やその家族に対して、利用者の生活設計を踏まえた効果的な制度利用の在り方や、制度のデメリット等を含めた広報を行っていく必要があります。</p>



【取組みの方向性】

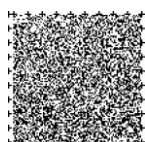
具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市※	5市協働	センター
権利擁護支援の意義や成年後見制度の仕組みについて広報活動等を行います。	○		○
本人、市民、個別支援チームに加わることが想定される関係者等対象別の広報活動等に努めます。	○		
生活設計の観点から、権利擁護支援や成年後見制度に関する広報を図ります。(任意後見制度の活用も含む)	○		
説明に際しては、利用による効果と留意点双方を含めた、分かりやすい内容とし、多様な媒体を活用します。	○		○
必要に応じて、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体と連携を図りながら、より専門性の高い講座や研修会等を企画・開催します。		○	○
成年後見制度の担い手としての市民後見人の活動の意義などについての広報活動等を実施します。	○		○

※表中「各市」の欄は、5市各市がそれぞれの実情に応じて任意に取り組むものです。(以下同じ)



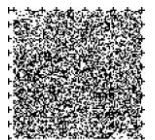
施策 1-2 5 市域内における、誰もが気軽に相談できる窓口の設置及び周知

現状
<p>○5 市では、高齢、障害等の行政担当部署、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会等において、権利擁護支援や成年後見制度に関する「相談窓口」を設置し、市民等からの相談を受け付けています。相談窓口は、「権利擁護センター」や「成年後見センター」等、権利擁護支援や成年後見制度に関する専門的な相談窓口であることを明記してある場合と、例えば、地域包括支援センターのように、一般的な「相談窓口（なんでも相談、困りごと相談）」のような場合があります。</p> <p>○社会福祉協議会は一般的に、権利擁護に関する相談窓口の一つとして周知されています。</p>
課題
<p>○5 市では、複数の関係機関に設置されている、様々な名称の権利擁護支援や成年後見制度に関する「相談窓口」について、広報活動等を通じて、市民に分かりやすく周知していく必要があります。</p> <p>○5 市では、専門的な相談窓口はもとより、相談窓口の名称にかかわらず、すべての相談窓口で権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性について検討し、必要に応じて専門機関等につなげることができるような体制整備が必要です。</p> <p>○5 市では、相談に際しては、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者本人から寄せられることを前提として利用者本位の対応を図ることが求められます。</p> <p>○5 市の社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業の利用者に限らず、権利擁護支援や成年後見制度に関する広報活動等をこれまで以上に充実させる必要があります。</p>



【取組みの方向性】

具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市	5市協働	センター
支援を必要とする本人からの相談への対応の充実を図ります。	○		
相談者の特性や状況に応じて、来所・訪問等の相談体制を整備します。	○		
市内の相談窓口、相談受付の方法や開設時間、専門的な相談への対応状況等を含めて、紙媒体、ウェブ、SNS、広報等多様な媒体で周知を図ります。	○		
介護予防の取組み等地域で開催される多様な機会を活用して、権利擁護支援や成年後見制度に関する周知を図ります。	○		



基本目標 2

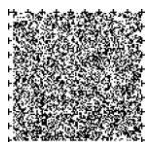
本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実【重点】

施策 2-1 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みの整備

現状
<p>○5 市では、これまで、窓口等で受けた相談を「権利擁護支援の必要性」、「市長申立ての必要性」、「候補者を誰にするか」等の観点から検討し必要な支援につなげてきています。</p> <p>○5 市やセンターでは、専門知識や経験のある職員により相談・助言機能を一定程度果たしています。</p> <p>○5 市の担当部署・相談機関が一次相談窓口※を担い、センターが二次相談窓口※を担っています。</p>
課題
<p>○5 市の今後の権利擁護支援の在り方については、これまでの 5 市での検討及び支援の実績を踏まえながら、国（「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（平成 30 年 3 月 公益社団法人日本社会福祉士会、19 ページ）、東京都（「東京における地域連携ネットワークイメージ図」）の方針や考え方等を踏まえて、各市域の実情に応じた段階的な体制整備が求められています。</p> <p>○5 市やセンターでは、専門知識や経験のある職員の知識や経験を活かしながら、より一層の組織的な支援を充実できるような体制を整備していく必要があります。</p> <p>○5 市とセンターは、現状の役割分担の枠を基本としつつも、これにこだわることなく、各市とセンターが柔軟に連携して複雑化した相談に対応していく必要があります。</p>

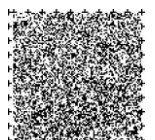
※一次相談窓口とは、市民からの相談先となる 5 市の担当部署、社会福祉協議会（権利擁護センター等）及び地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等の相談機関をいいます。

※二次相談窓口とは、5 市、社会福祉協議会及び地域の関係機関からの相談先となるセンターをいいます。



【取組みの方向性】

具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市	5市協働	センター
自ら相談窓口に来ることができない人の相談支援ニーズや存在の発掘に努め、必要に応じ訪問相談も行います。	○		
権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を、5市の所管課と地域の関係機関が連携して行う場及び行う仕組みの充実を図ります。	○		
必要に応じて相談者以外の家族や関係機関（介護事業者、医療機関等）からも情報収集を行います。	○		
「一次相談窓口」及び関係機関（介護事業者、医療機関等）からの相談に応えることができる「二次相談窓口」の機能を確立します。			○
虐待や権利侵害に対応するため、多職種による検討の場の設置（既存会議等活用も含む）及び仕組みの整備を進めます。	○		
権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性を正確に把握するために、必要に応じて専門職から助言を得ることができる体制の充実を図ります。		○	
相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人については、相談後の本人の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）を構築します。	○		
虐待対応に関する体制の現状や課題、意思決定支援の在り方等に関する研修について検討します。	○	○	
権利擁護支援の必要性の見極め方法などについて、5市及びセンターで情報を共有することにより、5市職員の質の向上に努めます。		○	○

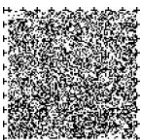


施策 2-2 意思決定支援の在り方の検討

現状
<p>○5 市では、福祉サービス利用支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用、保佐・補助に関する相談、支援の拒否（セルフネグレクト（自己放任））のケース、精神障害者等の真意を反映した意思形成や意思表示が困難な方についての相談が目立っています。</p> <p>○5 市及びセンターでは、権利擁護支援や成年後見制度の利用が必要な方について、本人への意思確認、意思決定支援の必要性が、支援者の間でどのように認識され、実践されているのか、確認が不十分な面もあります。</p>
課題
<p>○5 市及びセンターでは、現状の相談実績を踏まえ、その他の相談実務の場面においても、より一層、本人への意思決定支援の充実が求められます。</p> <p>○5 市では、今後センターと協働して、国、東京都等の動向を見据えながら、成年後見制度利用促進法の目的を踏まえた意思決定支援について議論と認識を深めていくことが重要です。</p>

【取組みの方向性】

具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市	5 市協働	センター
本人を含めた家族、支援者等関係者が「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援を行います。	○	○	○
先進的な取組み等を参考にした、意思決定支援の在り方について検討します。	○	○	

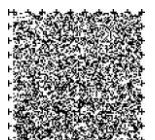


施策2-3 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みの整備

現状
<p>○5市では、成年後見制度の利用が必要と思われる人の検討や具体的な利用方法について、それぞれ検討の手順が設けられています。市長申立ての検討に特化した福祉所管部内の複数の課によって検討や判断を行う仕組みを構築している市がある一方で、ほとんどの市では、担当所管課のみが担っています。</p> <p>○5市では、成年後見制度利用の必要性（特にセンターに法人後見を依頼することが適切と思われる事案）の検討と、市長申立ての必要性の検討が一体的に議論されている場合もあります。</p>
課題
<p>○成年後見制度の申立ては、一面では本人の権利の制限となる性格を有することから、5市では、成年後見制度の利用が必要と思われる人の検討や具体的な利用方法について、より慎重な検討が求められます。</p> <p>○5市では、市長申立ての要否の検討の前段階で、成年後見制度利用の必要性及び相応しい後見人等候補者の選定について検討する仕組みを充実させる必要があります。（施策3-2参照）</p> <p>○5市からセンターによる法人後見を依頼する場合におけるセンター内での審議の在り方について検証が必要です。</p>

【取組みの方向性】

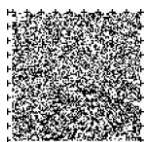
具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市	5市協働	センター
成年後見制度による支援方針の検討、市長申立ての要否の検討及び相応しい候補者の検討機能の充実を図ります。	○		
申立人、市長申立て要否及び相応しい候補者等を複数課等で組織的に検討する場（市長申立て検討委員会等）を設けます。	○		



施策 2-4 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への円滑な移行支援

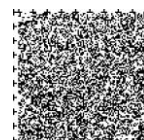
現状
<p>○5 市の社会福祉協議会では、現在、判断能力の低下がみられる市民に対して、利用者本人との契約に基づく地域福祉権利擁護事業※を実施しています。</p> <p>○5 市では、成年後見制度利用の必要性（特にセンターに法人後見を依頼することが適切と思われる事案）の検討と、市長申立ての必要性の検討が一体的に議論されている場合もあります。（再掲）</p>
課題
<p>○5 市では、今後、地域福祉権利擁護事業を利用している方の中には、成年後見制度へ移行することが望ましいケースが増加していくことが見込まれるため、社会福祉協議会と連携して円滑な移行が可能となるような体制を整備することが求められます。</p> <p>○5 市では、成年後見制度への移行に際して、利用者本人への丁寧な説明と意思決定支援が重要となり、具体的な方法について検討実践していくことが求められます。</p>

※認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を区市町村社会福祉協議会等が実施しているものです。（東京都社会福祉協議会ホームページより引用）



【取組みの方向性】

具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市	5市協働	センター
地域福祉権利擁護事業から、成年後見制度利用への移行が円滑に行われるように、情報共有や事例検討など、関係機関との連携強化に努めます。	○	○	
地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に際しては、本人への事前の説明と意思決定支援の在り方等を検討します。	○		



基本目標3

利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進

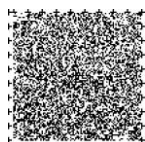
施策3-1 本人や親族等による申立て支援に関わる相談支援の強化

現状
○5市の多くは、地域包括支援センター、社会福祉協議会等で親族等の申立てに関わる相談支援を担っています。
○5市の多くは、本人申立てへの支援は体系的には十分に行っていませんでした。

課題
○5市では、国、東京都の動向も踏まえながら、申立て段階から後見人等への就任後の支援まで、地域の中で、親族等による成年後見制度の利用を支援していくため、従前より充実した体制整備を図ることが求められています。
○5市では、本人申立てへの支援も行えるよう体制や取組みを検討していくことが必要となります。

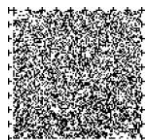
【取組みの方向性】

具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市	5市協働	センター
一次相談窓口における本人や親族等による申立て支援についての体制整備を検討します。	○		
一次相談窓口において、本人や親族等に対し、申立て段階から相談支援を行うことについて周知を図ります。	○		
一次相談窓口において、本人や親族等に対する相談の対応力を強化します。	○		



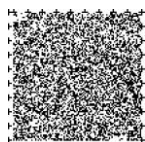
施策3-2 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みの整備

現状
<p>○5市の一部では、市の窓口、社会福祉協議会及び地域包括支援センターにおいて、成年後見制度の利用を希望する方（以下「利用希望者」といいます）へ適切な候補者の検討や推薦を行っています。</p> <p>○障害児・者の親からは、地域の相談窓口において、子供の現在のことと合わせて将来のことも相談できることや、子供の特性を理解してくれる後見人等候補者に関する情報提供を期待する意見が寄せられています。</p> <p>○センターが実施している「専門職紹介制度」では、現在40名程度の専門職が登録されており、センターのコーディネーターがマッチング（書類審査だけで候補者として決めるのではなく、その前に本人と候補対象者とが面接して相性や了解等を事前に確かめることをいう）を行っています。</p>
課題
<p>○5市の一部では、専門職団体等とのつながりの中で、団体や専門職個人から個別に推薦を受けて候補者を紹介している場合が多いため、5市では、より適切な候補者検討のための庁内での検討の場を設けていく必要があります。</p> <p>○日常的な地域の相談窓口で、利用希望者の特性に応じた候補対象者に関する情報を提供したり、相談に応じられるよう、各市の担当部署・相談機関、センターとの情報共有の在り方についての検討も必要です。</p> <p>○センターでは、「専門職紹介制度」の充実に向けて、専門職団体等との情報共有の必要性が求められています。</p> <p>○5市及びセンターでは、成年後見制度利用ニーズの増加を見据え、親族後見人候補者への助言・支援をはじめ、市民後見人等の担い手の育成・確保等専門職以外の後見人等候補者の育成・支援も重要となっています。</p>



【取組みの方向性】

具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市	5市協働	センター
申立人、市長申立て要否及び相応しい候補者等を複数課等で組織的に検討する場（市長申立て検討委員会等）を設けます。（再掲）。	○		
適切な後見人等候補者（専門職、市民後見人、法人等）を推薦できるような仕組みづくりを進めます。	○		
センターの「専門職紹介制度」の登録要件等について検証を進めます。		○	○
東京家庭裁判所との連携を図ります。 （後見人等候補者情報の的確な提供や主に親族後見人への支援を行うための連携体制の整備等）		○	○

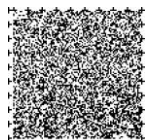


施策 3-3 市民後見人の育成、活動支援の実施

現状
<p>○5 市では、東京都の「成年後見活用あんしん生活創造事業」に基づき、センターを活用して、5 市共同で市民後見人の育成を行っています。これに加えて、5 市のうち一部の市では近隣市の社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への円滑な移行を目的として独自に市民後見人を養成するなど、地域の実情に応じた養成がなされています。</p> <p>○センターでは、平成 27 年度から平成 30 年度までにおける、養成講習修了後の市民後見人の登録から紹介までの所要期間の平均は 4.8 ヶ月程度と比較的早い受任につながっています。</p> <p>○本計画の策定委員からは、市民後見人の住む市で、行政や一次相談窓口の関係者と顔を合わせながら講座を受講したいという声があるという意見が挙がっています。</p>
課題
<p>○センターでは、5 市への定期的な報告等を行うとともに、5 市と養成方法等について協議していくことが求められます。</p>

【取組みの方向性】

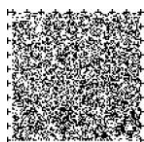
具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市	5 市協働	センター
市民後見人の育成、活動支援の充実について、各市での取組み、センターとの協働の在り方双方について整理・検討します。	○	○	○
市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、検討を行います。	○	○	○
5 市、関係機関等の連携による研修・育成・継続的支援体制を整備します。	○	○	○



施策 3-4 法人後見実施機関の立上げ、活動支援の実施

(法人後見実施機関としてのセンター)

現状
<p>○5市が共同で設置・運営しているセンターでは、平成15年度の設定当初から、5市における親族などの身寄りのない方や低所得の方等の成年後見制度利用の担い手として法人後見を実施してきており、その数は累計で（累積の実績、平成31年3月31日時点で219人（法定後見（3類型）審判確定者）に上ります。</p> <p>○センターが受任しているケースの割合としては高齢者が多くなっています。また高齢者、障害者ともに、いわゆる困難ケース（家庭内で複合的な課題を抱えているケース、精神障害ケース、刑罰法令に抵触するケース等）が多く、こうしたケースは今後とも増加していくことが予想されています。</p> <p>○複合課題や違法行為をした高齢者・障害者等で福祉的支援を必要とするケース等の困難事例の場合、より組織的・継続的な対応が求められることから、そうした対応が可能となる法人による後見等の受任が期待されています。また、こうした必要性についてはすでにセンター内でも認識され、受任が行われています。</p>
課題
<p>○今後、センターがより多くの困難ケースを受任できるような体制を図っていくためには、センター受任案件の要件等の再検討や、5市における成年後見制度利用支援事業のより効率的・効果的な運営が求められます。</p>

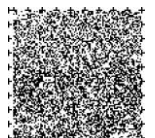


(センター以外の法人後見実施機関)

現状
○5 市内には、センター以外にも複数の法人後見実施機関が存在します。現状では、センターとセンター以外の法人後見実施機関との情報共有や連携体制は十分とはいえない状況です。
課題
○特に、広域における人材・資源開発という点では、現在担い手が少ない障害分野の法人後見や困難ケースの増加を見据え、こうした事案を担えるようなセンター以外の法人後見実施機関の育成・活動支援等も重要となります。

【取組みの方向性】

具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市	5市協働	センター
関係者の意見を聴いて、センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、各市とセンターによる協議を実施します。	○	○	○
法人後見の担い手の育成・活動支援について検討します。		○	○

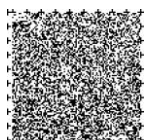


施策 3-5 任意後見制度の利用等の相談、支援等の検討

現状
○本人の自由意思による選択可能な任意後見制度は、高齢期の積極的な生活設計という点でも重要な選択肢の一つですが、5市における現状では、任意後見制度利用に関する相談はあまり多くありません。
課題
○5市では、任意後見制度の今後の需要の増加を見据え、5市の地域包括支援センターや社会福祉協議会等の相談窓口での任意後見制度に関する相談への対応力が求められています。
○5市では、特に障害がある子のいわゆる「親亡き後」の支援に関して、親が認知症等により判断能力が不十分になった時に備え、親自身の任意後見制度の利用に関心が向けられていることから、相談への的確な対応とともに、よりふさわしい後見人等候補者の選任に関するネットワーク等の構築の両面からの体制整備が求められます。
○任意後見制度の利用促進に向けては、周知の促進とともに、受任調整や移行型任意後見制度利用者への適切な発効に対するフォロー等も必要になることから、今後周知促進と併せ、段階的に体制を構築していく必要があります。

【取組みの方向性】

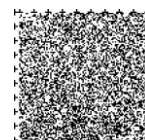
具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市	5市協働	センター
5市の「一次相談窓口」における任意後見制度に関する相談対応力を高めます。	○		
任意後見制度に関する研修等の場を設けます。		○	○



基本目標4 後見人等への支援の充実

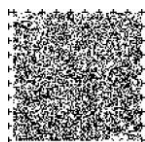
施策4-1 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくり及び活動の支援

現状
○現状では、本人と後見人を支援する「チーム」の機能は、功を奏している面もありますが、まだ不十分な状況にあるといえ、そのことが、専門職等の受任が進まない一因となっている場合も見られます。
課題
○本人の意思を尊重した利用者本位の制度活用（意思決定支援、身上保護を重視した円滑な後見活動の遂行、地域福祉権利擁護事業からのスムーズな移行等）を図る上では、後見人等とチームとして対応する行政職員、支援者との連携は不可欠です。このため地域の既存の会議を活用して、本人を中心とした、地域の「チーム」による支援体制を構築していく必要があります。
○「チーム」の活動の中には、成年後見の利用には至らなかったものの、何らかの権利擁護支援が必要とされた市民への支援者等によるモニタリングも含まれます。（介護支援専門員の定期訪問等既存の会議又は機能等活用）
○「チーム」による継続的な支援を通じて、本人の生活・福祉の向上の観点から後見制度の利用による効果（本人らしい暮らしの確保、安定等）や不正の有無や兆候を確認し、必要に応じて、家庭裁判所への情報提供を行う必要があります。
○家庭裁判所と連携を図りながら、必要に応じて新たな後見人等候補者の推薦（後見人等の交代）や支援体制への切り替え等についても検討します。
○特に、移行型任意後見制度利用者については、適切な時期での任意後見監督人の選任が重要となります。現状では、当該制度利用者の把握も難しい現状にありますが、今後、利用者本人の了解を得ながら、「チーム」として支援可能な体制づくりの検討を進めていくことも重要です。



【取組みの方向性】

具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市	5市協働	センター
本人と後見人等を支援する「チーム」の機能を整備します。	○		
本人や家族が相談できるような体制整備を図ります。	○		
後見人等からの相談に応じられるような対応を図ります。	○		
「チーム」支援の一環として、必要に応じて、後見人等に対するモニタリング・バックアップできる体制整備に向けた取組みを検討します。	○		
「チーム」に関わる関係者への研修機会を設けます。	○	○	○
後見人等（専門職、市民後見人、法人等）の交流・研修の機会を設けます。	○	○	○
未だ成年後見制度の利用に至らない市民がいる場合、必要に応じてその後の経過についてモニタリングの仕組みをつくり、必要に応じて適切な成年後見制度利用支援につなげられる体制を構築します。	○		

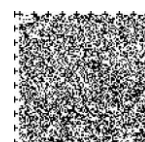


施策 4-2 親族後見人への支援の拡充

現状
<p>○現状では、親族後見人及び親族後見人になることを希望する人（以下「親族後見人」といいます）に対する支援は、各市の申立て支援等の実施状況や親族後見人のニーズにより様々です。</p> <p>○センターでは、特に親族後見人への支援は行っていません。</p>
課題
<p>○5市は、親族後見人の支援ニーズを把握し、一次相談窓口の対応力を強化する必要があります。その後、親族後見人同士の交流・情報共有の場づくり等についても、段階的に整備していく必要があります。</p> <p>○センターでは、今後、広域でのニーズの見極めや現状把握を行いながら、より専門性の高い事柄についての相談等への対応を検討していく必要があります。</p>

【取組みの方向性】

具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市	5市協働	センター
様々な相談業務や問い合わせへの対応を行う中で、親族後見人の支援ニーズを把握します。	○		
「チーム」支援の一環として、必要に応じて、親族後見人に対するモニタリング・バックアップできる体制整備に向けた取組みを検討します。（再掲）	○		
審判確定以降の親族後見人に義務付けられた事務についての支援を行います。	○		
親族後見人に対する広域での支援が効果的と思われる事項について検討し、段階的に実施します。		○	○
親族後見人の活動への支援の在り方について、必要に応じ専門職団体や家庭裁判所とも協議・連携を図ります。	○	○	○
今後、広域としての親族後見人からの相談支援への対応力強化に向けて、家庭裁判所との協議・連携を図ります。		○	○



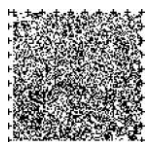
基本目標5 地域における権利擁護支援の体制整備【重点】

施策 5-1 中核機関の整備と機能分担の明確化

現状
<p>○現状では、5市の担当部署・相談機関が市民からの一次相談窓口を、またセンターが5市や関係機関からの二次相談窓口を担うことを基本としています。</p> <p>○現在、今後に向けて、5市とセンターでの中核機関としての機能分担の在り方について検討を進めています。</p>
課題
<p>○今後、利用者にとって身近な地域における体制整備を進める上では、5市の各市域における行政と関係機関等との役割分担や、中核機関としての5市とセンターとの役割分担の在り方について、検討を進めていく必要があります。</p> <p>○センターは、広域で実施した方がより効果が高いと思われる事柄について業務を行うことが求められます。</p> <p>○センターは、必要に応じて各市の一次相談窓口の対応力強化を支援することが期待されています。</p>

【取組みの方向性】

具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市	5市協働	センター
各市における、それぞれの社会資源や地域の実情に応じた中核機関の整備の在り方について検討を行います。	○	○	○
5市とセンターの中核機関としての機能分担について、今後を見据えた検討を進めます。	○	○	○
センターが各市の実情に応じて一次相談窓口の対応力を強化させることに協力します。			○

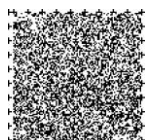


施策 5-2 成年後見制度利用支援事業の効果的な運用

現状
<p>○成年後見制度申立費用助成及び成年後見人等報酬助成制度は、低所得の方の成年後見制度利用を促進させるために重要な施策であり、現在5市では両制度を運用しています。しかしながらその実績は年間数件に止まっています。</p> <p>○申立費用や後見人等への報酬を払えないために、制度の利用を控えざるを得ない例も散見されます。</p> <p>○専門職団体からは、センターが受任することがより相応しい事案に対応できるよう、各市の成年後見制度利用支援事業の実効性を高める必要性を指摘する声も聴かれました。</p>
課題
<p>○5市では、成年後見制度申立費用助成制度、成年後見人等報酬助成制度、その他の成年後見制度利用支援事業を、より効果的に運用できるよう施策を検討し実施していくことが求められています。</p>

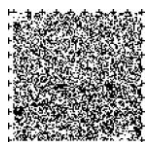
【取組みの方向性】

具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市	5市協働	センター
成年後見制度申立費用助成制度のより効果的な運用の在り方について検討・実施します。	○		
成年後見人等報酬助成制度のより効果的な運用の在り方について検討・実施します。	○		



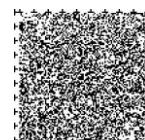
施策5-3 各市域と広域における重層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

現状
<p>○5市では、高齢者の見守り、高齢者や障害者の虐待防止、高齢者や障害者の消費者被害防止といった多様なネットワークが構成されています。</p> <p>○5市の中には、権利擁護支援や成年後見制度に関しては、専門職等の協力を得ながら相談や事例への対応を行っている市がある一方で、専門職団体の協力を得るまでの関係構築が十分に行えていない市もあります。</p>
課題
<p>○5市では、既存のネットワークとともに、庁内関係部署と各市の一次相談窓口をはじめとする地域の関係団体、専門職団体の協力を得ながら、各市域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・運営を進める必要があります。</p> <p>○判断能力に不安がある事案の相談をどの窓口で受けるのか明確に切り分けられません。そのため、5市では、誰もが身近な地域で権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する相談をできるよう、各市における一次相談窓口の対応力を強化する必要があります。</p> <p>○各市単独では解決が難しい事例への協力依頼や広域での体制整備が地域住民にとってメリットが大きいと想定される機関との関係構築を進めるためにも、5市・センターによる広域の権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・運営を進める必要があります。</p>



【取組みの方向性】

具体的取組み例	主たる推進主体		
	各市	5市協働	センター
福祉部門以外の関係部局・関係機関等を含めた、市域における権利擁護支援の活用の方針検討を行う仕組みや体制を整備します。	○		
市域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・運営を行います。	○		
市域における専門職団体との連携の方針について検討を行います。	○		
広域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・運営を行います。		○	○
広域における専門職団体との連携の方針について検討を行います。		○	○
広域、市域における東京家庭裁判所との連携の方針について検討を行います。		○	○



第5章 計画の進行管理

1 計画の進行管理を担う合議体の設置・「振り返りの視点」の設定等

- (1) 5市及びセンターにおいて、本計画の進捗状況を確認、共有し、取組みの効果と目標の在り方について定期的な進行管理、見直しを行う機会を設けます。
- ▶福祉部門以外の関係部局・関係機関等を含めた、市域における権利擁護支援の活用
の在り方検討を行う協議の場の設置
 - ▶広域における権利擁護支援の活用
の在り方検討や振り返りを行う協議の場の設置
- (2) 定期的な進行管理、見直しを行うに当たっては、「振り返りの視点」を以下のように設定し、次期計画や事業の見直しを図ります。

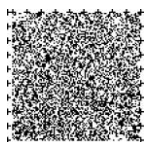
2 共通計画の「振り返り」の目的と推進についての方策

(1) 共通計画の「振り返り」の目的

共通計画は、5市が権利擁護支援や成年後見制度の利用を促進していくに当たり、センターを活用しながら達成していくべき共通の目標や目標実現に向けた施策の方向性を掲げたものです。

そのため、5市による振り返りの目的は、主に次のように考えられます。

- ①利用者にとってよりメリットを実感できるような制度運用となっているか、という視点での確認
- ②各市で取り組むこと、あるいは広域（5市が協働）で取り組むことがより効果的と思われることの整理と5市協働で取り組む場合のセンターの役割等の整理
(5市がセンターに依頼する内容の洗い出し、センターの役割の明確化)
- ③5市各市における体制整備、取組みの進捗状況の確認



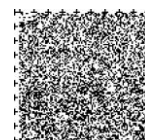
(2) 計画の「振り返り」の視点

以下、各基本目標、施策ごとの「振り返り」の視点を例示します。5市及びセンターでは、これらの視点で毎年振り返り等を行い、それらの結果を前記協議の場で共有・協議し、各年の事業計画等への反映を行っていきます。その際、「振り返りの視点」として設定された事項について、各市の関係機関で共有すること、また、各市の振り返り結果等について5市間で共有を図り、その成果を次年度の取組みに生かしていくことが重要となります。

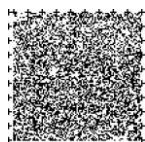
なお、共通計画における振り返りの主眼は、「5市協働」及び「センター」の取組み事項となり、「各市」の取組みについての振り返りは、各市の市町村計画の中で行います。（ただし、両者は相互に関係することから、ここでは、各市が推進主体となる施策を含めて、振り返りの視点を掲載します。）

基本目標と施策毎の振り返りの視点

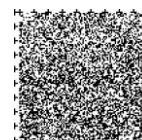
基本目標	施策	主たる推進主体			振り返りの視点
		各市	5市協働	センター	
1 目的・対象 に応じた 広報の 充実	1-1 権利擁護の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等の充実	○	○	○	・本人、周囲の人からの相談、発見に繋げることができたか。
	1-2 5市域内における、誰もが気軽に相談できる窓口の設置及び周知	○			
		○			



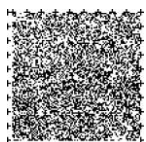
2 本人意思 を尊重し た切れ目 のない相 談の充実		○			・本人や家族が気軽に相談ができるような体制整備を図ることができたか。
	2-1 権利擁護支援の必要性を検討 する仕組みの整備	○	○	○	・本人にとって適切な権利擁護支援を検討するための仕組みが機能したか。 ・その結果、本人にとって適切な権利擁護支援が行われたか。
		○			・成年後見制度の利用に繋がらなかった場合にも適切な支援を検討できたか。
	2-2 意思決定支援の在り方の検討	○	○	○	・意思決定支援の在り方について、どのような検討をしたか。
	2-3 成年後見制度の利用が必要な人 に適切な支援方法を検討する 仕組みの整備	○			・本人にとって適切な成年後見制度利用支援を検討するための仕組みが機能したか。 ・その結果、本人にとって適切な成年後見制度利用支援が行われたか。
2-4 地域福祉権利擁護事業から成年 後見制度への円滑な移行支援	○	○		・本人にとって適切な権利擁護支援や成年後見制度利用支援が行われたか。	



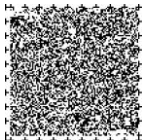
3 利用者が メリット を実感で きる成年 後見制度 利用促進	3-1 本人や親族等による申立て支援 に関わる相談支援の強化	○			・成年後見制度を利用することで、本人 が希望する生活が継続できたか。
	3-2 成年後見制度の利用が必要な人 に適切な候補者を推薦する 仕組みの整備	○			・本人にとって適切な候補者を推薦する ことができているか。
			○	○	・本人にとって「専門職紹介制度」の仕 組みは有効に機能したか。
			○	○	・本人にとって適切な候補者を推薦する ための検討の仕組みは機能したか。
	3-3 市民後見人の育成、活動支援の 実施	○	○	○	・本人にとって適切な候補者を推薦する ことができたか。
		○	○	○	・市民後見人の育成、活動支援等の在り 方を検討し、実施できたか。
	3-4 法人後見実施機関の立上げ、 活動支援の実施	○	○	○	・本人にとって適切な候補者を推薦する ことができたか。
		○	○	○	・法人後見実施機関等の育成、活動支援 等の在り方を検討し、実施できたか。
	3-5 任意後見制度の利用等の相談、 支援等の検討	○	○	○	・任意後見制度を利用することで、本人 が希望する生活が継続できているか。



4 後見人等 への支援 の充実	4-1 権利擁護支援の地域連携ネット ワークにおける「チーム」づくり 及び活動の支援	○	○		・権利擁護支援の地域連携ネットワー クのなかで、適切な「チーム」づくりが できたか。
	4-2 親族後見人への支援の拡充	○	○	○	・権利擁護支援の地域連携ネットワー クのなかで、「チーム」活動を適切に支 援することができたか。
5 地域にお ける権利 擁護支援 の体制整 備	5-1 中核機関の整備と機能分担の 明確化	○	○	○	・効果的計画的な中核機関の機能整備・ 分担に関する検討を行ったか。
	5-2 成年後見制度利用支援事業の 効果的な運用	○			・成年後見制度利用支援事業の利用件数 は何件か。 ・成年後見制度利用支援事業の評価は行 ったか。
		○			・事例概要を整理・把握し、関係機関で 共有できたか。
5-3 各市域と広域における重層的 な権利擁護支援の地域連携 ネットワークの構築	○	○	○	・各市域及び広域における権利擁護支援 の地域連携ネットワークの構築・運営 の成果と課題の検討を行ったか。	



資料編



共通計画策定の方法と体制

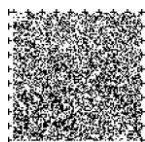
1 策定委員会等の設置と運営

5 市関係課長からなる策定検討会(ワーキング)及び策定委員会を設置し、事業の検討と調査、共通計画策定に向けた協議を行いました。

5 市による策定検討会は計 12 回開催しました。また、策定委員会は 3 回開催しました。その他、必要に応じて随時メール等による審議を実施しました。

【5 市による策定検討会 (ワーキング)】

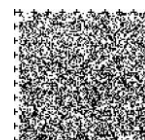
回	実施時期	協議事項
第 1 回	平成 31(2019)年 4 月 18 日	・ 検討方針について ・ ヒアリング調査について
第 2 回	令和元(2019)年 6 月 26 日	・ ヒアリング結果の経過報告 → センターと 5 市との機能分担の在り方について(調査結果から) ・ 5 市による共通計画策定方針について (厚生労働省成年後見制度利用促進専門官による レクチャーを含む) ・ 専門職団体へのヒアリング調査の方針検討
第 3 回	7 月 18 日	・ ヒアリング調査結果の報告(現状と課題の整理) ・ 共通計画の骨格及び 5 市における各計画へ盛り込むべき方策の検討 ※8 月予定の第 1 回策定委員会における協議事項の確認
第 4 回	8 月 7 日	(第 1 回策定委員会後に開催) ・ 策定委員会のふりかえりと修正方針の検討
第 5 回	9 月 2 日	・ 第 1 回策定委員会の結果を踏まえての計画再整理案について
第 6 回	9 月 27 日	・ 計画素案(たたき台)の検討
第 7 回	10 月 10 日	(第 2 回策定委員会後に開催) ・ 策定委員会の振り返りと修正方針の検討
第 8 回	10 月 25 日	・ 計画素案の検討
第 9 回	11 月 6 日	・ 計画素案の検討
第 10 回	11 月 13 日	・ 計画素案の検討



令和元（2019）年12月から令和2（2020）年1月まで各市におけるパブリックコメント実施		
第11回	令和2(2020)年 1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果について ・計画案の検討 ・スケジュール確認 等
第12回	2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の検討
—	2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・5市庁議等による計画の確定

【策定委員会】

回	実施時期	協議事項
第1回	令和元(2019)年 8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画について ・共通計画部分の構成（たたき台） ・現状と課題について ・目標施策の検討
第2回	10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回策定委員会後経過報告 ・成年後見制度用促進基本計画（素案のたたき台）の検討 ・今後のスケジュールについて
第3回	令和2(2020)年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回策定委員会後経過報告 ・パブリックコメントで寄せられた意見と回答(案)について ・成年後見制度用促進基本計画（案）の検討 ・今後のスケジュールについて

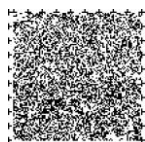


2 現状と課題の整理

5市における権利擁護支援・成年後見制度利用促進にかかる体制整備の現状と課題、5市とセンターとの中核機関としての機能分担の在り方等に関する現状把握と課題の整理を目的に、下記の調査対象に対してヒアリング調査を行いました。

【実施方法】

ヒアリング対象団体等	実施時期
ア 5市担当課、関係課・機関に対するヒアリング調査	令和元(2019)年5月から6月まで
イ センターに対するヒアリング調査	5月
ウ 東京都担当部局に対するヒアリング調査	6月
エ 専門職団体、法人後見実施団体等に対するヒアリング調査 ・専門職団体： 東京三弁護士会多摩支部 高齢者・障害者権利に関する委員会 公益社団法人成年後見センター リーガルサポート東京支部 公益社団法人東京社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ 東京 ・法人後見実施機関： 弁護士法人多摩パブリック法律事務所 特定非営利活動法人 ソーシャルネット南のかぜ	8月から9月まで
オ 親の会へのヒアリング調査 多摩市手をつなぐ親の会 特定非営利活動法人調布心身障害児・者親の会	5月 11月



3 事業実施体制

以下の体制で本事業を遂行しました。

【策定委員会委員】 (五十音順、敬称略) ◎委員長 ○副委員長

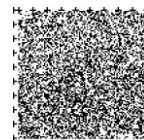
○池田 恵利子	いけだ権利擁護支援ネット 代表
大口 達也	高崎健康福祉大学 社会福祉学科 講師
岡垣 豊	西東京共同法律事務所 弁護士
倉持 香苗	日本社会事業大学 講師
進藤 美左	特定非営利活動法人調布心身障害児・者親の会 会長
◎西田 雄次	調布市ちょうふの里 施設長
平柳 陽一	平柳陽一司法書士事務所 司法書士
星野 美子	公益社団法人東京社会福祉士会 社会福祉士

(事務局)

5 市担当課

調布市	福祉健康部福祉総務課
日野市	健康福祉部福祉政策課
狛江市	福祉保健部地域福祉課
多摩市	健康福祉部福祉総務課
稲城市	福祉部生活福祉課

一般社団法人多摩南部成年後見センター



登録番号
(刊行物番号)

2019-158

調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市
成年後見制度利用促進基本計画

発行 令和2（2020）年3月

(事務局)

5市担当課

調布市 福祉健康部福祉総務課

日野市 健康福祉部福祉政策課

狛江市 福祉保健部地域福祉課

多摩市 健康福祉部福祉総務課

稲城市 福祉部生活福祉課

一般社団法人多摩南部成年後見センター

無断転載を禁ず

